

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年11月20日（水）10：00～12：15

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室D

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

専門検査部門 嶋崎管理官補佐、村尾企画調査官、川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

実用炉審査部門 照井安全審査官、秋本安全審査官、桐原調整係長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 専任副長 他1名

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子燃料部門 燃料技術グループ マネジャー 他3名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ マネジャー

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料技術グループ 課長 他1名

電源開発株式会社 原子力事業本部 原子力技術部 原子燃料室 総括マネジャー

原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要旨

- (1) 原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）に基づき、新検査制度施行後、現行の輸入燃料体検査に代わり、事業者は設計及び工事の方法の認可（以下「設工認認可」という。）を受けるとともに、使用前事業者検査を行い、原子力規制委員会の確認（使用前確認）を受けるとなるが、今後、輸入燃料体の製造・輸入を進めるに当たり、新検査制度施行日をまたぐ場合に想定される懸念事項について説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。原子力規制庁から、次の3点の質問について、庁内での検討を進め、必要なものは原子力規制委員会での審議を経るなどして回答する旨を伝えた。
- (a) 原子炉等規制法第43条の3の9の規定により、当該工事に着手する前に、設工認認可を受けなければならないが、設工認認可を受ける前に海外で燃料体の製造を進めることに法令手続き上の問題はあるか（海外での燃料体の製造開始が「工事に着手」に該当するのか）。
- (b) 使用前事業者検査は、「認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること」と「技術上の基準に適合するものであること」について確認することとなるが、設工認認可前に使用前事業者検査を実施することに法令手続き上の問題はあるか。
- (c) 現行の実用炉規則の規定により、輸入燃料体検査申請は1月前までに申請する必要がある

が、新検査制度施行日前日までに燃料製造を開始する場合、検査を受ける期日が新検査制度施行日以降の輸入燃料体検査廃止後の予定であったとしても、輸入燃料体検査申請を行わなければならないか。

- (2) A T E N A等から、配布資料(2)に基づき、制度移行に係る燃料体に関する質問があり、原子力規制庁とA T E N A等とで意見交換を行った。原子力規制庁から、使用前確認等で確認すべき事項がきちんと確認できることが重要であり、個別の案件ごとに条件等が異なるので、申請時や確認時に具体的に確認して判断する旨回答した。また、設工認申請に当たって、予定が確定的で早期に動くものと、予定はあるものの時期未定なものを一緒にして申請すると、審査にも時間がかかる上、使用前確認時等に対象を特定して実施することが困難になる場合が多いため、申請を行う場合には注意が必要であることを伝えた。

6. 配布資料

- (1) 新検査制度施行をまたぐ場合の輸入燃料体検査と設工認に係る質問事項(A T E N A資料)
- (2) 制度移行に係る燃料体に関する質問事項(A T E N A資料)